

設 計 図 書

(起工)

業 務 番 号 8 壱水管第 3 3 号

業 務 名 長崎県海岸漂着物回収運搬処理業務

業 務 場 所 壱岐市内一円

長崎県壱岐市

工事数量総括表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
諸経費一律01	1	式			K0001
直接業務費	1	式			P10000
回収運搬処理業務	1	式			X000005
回収・分別・積込費	1	式			Y000005
クレーン付トラック	8	日			L0003
収集作業員	40	人			L0001
分別指導員	6.5	人			L0008
チェーンソー使用	5	日			L0006
フレキシブルコンテナ袋	80	袋			L0005
運搬費	1	式			Y000005
2 t トラック	8	日			L0004
島外運搬費	80	m3			L0002
処分費	1	式			Y000005
島外処分費 諸経費対象外	80	m3			L0007
諸経費	1	式			Q90000
業務価格	1	式			H00400
消費税等相当額	1	式			Q00401
合計					Q00402

令和8年度 長崎県海岸漂着物回収運搬処理業務

特記仕様書

第1条 総則

本特記仕様書は、「長崎県海岸漂着物回収運搬業務」（以下、本業務という。）に適用する。

第2条 業務内容

1. 回收

次の場所において、漂着物の回収を行う。なお、回収に際して必要に応じ、クレーン、重機等を使用するものとし、漂着物の状況によっては同一場所（海岸等）を複数回実施する。

ア. 鎌崎地区 : 回収量 50 m³

イ．島内全地区（発注者が指定する場所）：

回収量（チェーンソー無）	1 5 m ³
（チェーンソー有）	1 5 m ³

2. 分別

- ・回収ごみについては、受注者において責任を持って分別し、(廃プラスチック類(発砲スチロールを含む。)、空カン、空ビン、粗大ごみに分類) 処理する。
- ・粗大ごみ、廃プラスチック類(発砲スチロールを含む。)については、適切に処理するものとし、処理量のボリュームについては manifests の数量と一致することを確認すること。
- ・空カン、空ビンについては、発注者より収集袋を受領し、袋詰め後、市の処理施設に搬出すること。(市の施設での受け入れは無料とし、委託料に含めないものとする。)
- ・当初予定した回収量を超過する場合においては、事前に監督員と協議し、指示を仰ぐこと。

3. 運搬・処理

- ・事前に処理委託先の事業者名を報告し、産業廃棄物処理委託契約書（写）を提出すること。
- ・収集運搬業務は再委託を禁止する。

第3条 安全管理

本業務の実施にあたり、受注者は作業員等の安全管理はもとより、規制を必要とする場合は交通整理員を配置するなど交通状況に即した適切な保安施設を設け、歩行者・一般通行車両（および航行船舶等）に対する安全管理につとめるものとする。

第4条 沿道対応

業務実施中、住民および利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

第5条 契約

本業務受注者とは回収・運搬業務についてのみ契約し、処分業務については、受注者指定の

処分業者と別途契約する。なお、本業務の数量は、別紙「数量総括表」のとおりとするが、数量に変更が生じた場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。

第6条 成果品

業務完了時には「委託業務完了通知書（市指定様式）」と併せて、次の書類を提出すること。

- ・「産業廃棄物処理表（マニフェスト）」の総括表および E 表原本（処理委託先が中間処理業者の場合は D 表でも可）
- ・作業報告書
- ・写真帳および写真データ
（回収物の取扱い状況、一時保管の状況（数量が分かるように撮影し、必要によりポール、テープ等を使用のこと）、運搬処理の状況（積込、運搬、処分））

第7条 協議

この仕様書に記載のない事項については、その都度、監督員と協議し、遂行するものとする。